

## 規制シート(様式)

170195102490001

平成31年1月31日

規制の名称	営林の助長及び監督等	所管府省	農林水産省
根拠法令等	森林法(昭和26年法律第249号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	林野庁森林整備部計画課長 橋 政行
規制目的	森林の計画的な整備、保全により森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに森林の土地を所有した者は、市町村長へ届出が必要。【森林の土地の所有者届出制度】</li> <li>・森林所有者等が森林の立木を伐採する場合、市町村長への事前の届出及び造林後の状況報告が必要。【伐採及び伐採後の造林の届出等制度】</li> <li>・市町村長は、森林所有者等が市町村森林整備計画に従って施業を行っていない場合、施業を適切に行うよう勧告することができる。【施業の勧告】</li> <li>・市町村長は、間伐等が適正に実施されていない森林であって、早急に当該施業を実施する必要がある森林について、森林所有者に対し当該施業の方法及び時期を通知し、施業の勧告を行うことができる。また、森林所有者が勧告に従わない場合は、都道府県知事の裁定により、施業代行を希望する者が当該施業を実施することができる。【要間伐森林制度】</li> <li>・共有林の所有者の一部が特定できない場合等について、市町村長による公告、都道府県知事の裁定等の手続きを経ることで、共有林の所有者は当該森林の伐採及び造林をすることができる。【共有者不確知森林制度】</li> <li>・森林経営計画を作成した森林所有者等は、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、市町村長に事後の届出が必要。【森林経営計画制度】</li> <li>・森林等において火入れをする場合は、市町村長の許可が必要。また、当該許可を得て火入れをする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、かつ、火入れを行う森林の付近の所有者等にその旨通知する必要がある。【火入れ・防火の設備等】</li> </ul>	関連する予算	<p>地域森林計画編成事業(平成30年度予算:1.4億円)</p> <p>市町村森林所有者情報活用推進事業(平成30年度予算:1.6億円)</p> <p>森林経営計画認定事業(平成30年度予算:0.01億円)</p>
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	規制の事前評価(平成29年度)
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>森林は、国土の保全や水源の涵養、木材の生産等の多面的機能を有しているが、無秩序な伐採や手入れ不足は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となる。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給の面でも大きな支障をきたすおそれがある。このため、森林の有する多面的機能を発揮するためには、計画的かつ適切な森林施業等を推進する必要があることから、本規制を維持する。</p> <p>なお、要間伐森林制度については、森林経営管理法(平成30年法律第35号)において「災害等防止措置命令」が措置されたことにより廃止する。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	平成30年に成立した森林経営管理法において、市町村長が、伐採等が実施されていない森林において、当該森林の周辺地域において災害を発生させること等の事態の発生を防止するために、当該森林の所有者に対し伐採の実施等を命ずることができる「災害等防止措置命令」が措置され、これに伴い同様の制度である要間伐森林制度を廃止する。(平成31年施行)		
見直し条項	附則(平成28年5月20日法律第44号)第16条		
次の見直し時期	2022年度		